

川崎市告示第516号

指定障害児相談支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の規定により、指定障害児相談支援事業者の指定を行いましたので、同法第24条の37第1項第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
有限会社けやき	相談支援けやき	神奈川県川崎市高津区諏訪 3 - 2 4 - 8	障害児相談支援	令和 8 年 8 月 1 日	1475301089